

別紙4

「スマートバイオSIP」委託契約における知財関係 提出様式一覧

(紫文字は委託契約書の該当する条項)

成果の帰属	共同研究	発明	出願中				登録後			実施		実施許諾			移転	
			共同出願	出願	出願取下げ	未審査請求又は拒絶査定による権利放棄	持分放棄	登録	権利放棄	持分放棄	自己	許諾先	非独占的	独占的	専用	特定承継(譲渡等)
「確認書」(IV-1) 代表機関からあらかじめ提出。 第41条1項	協力機関との共同研究は「第三者と共同研究する理由書」(IV-16)事前に提出。 第7条2項	国内	「発明等報告書」(IV-2) 出願前に提出・報告。 第43条1項	「発明等報告書」(IV-17) 発明等報告書に併せて提出。 第42条第2号	「特許権等出願通知書」(IV-3) 出願後60日以内に提出。 国内優先権出張出願、分割・変更出願した場合も提出。(発明等報告書は略す。) 第43条2項	「特許等出願取下げ報告書」(IV-6) 事前に提出・報告。 第44条1項	見なし取り下げの場合は提出不要。 (権利放棄するのではなく出願を取り下げる行為にて、再出願も可能。)	登録後の権利放棄と同じ。 第44条2項(第48条1項を準用する記載あり。)	登録後の持分放棄と同じ。	「特許権等通知書」(IV-4) 登録後60日以内に提出。 第44条3項	「特許権等放棄報告書」(IV-5) 事前に提出・報告。 第48条2項	但し、構成員が持分放棄し、共有する協力機関が特許権等の全部を承継する場合は事前協議。(移転に相当) 第48条2項	「特許権等実施報告書」(IV-7) 遅滞なく提出・報告。 第45条1項	「特許権等実施許諾報告書」(IV-11) 遅滞なく提出・報告。 第46条2項	「特許権等実施許諾承認申請書」(IV-10) 提出・事前承認。 ↓ 「特許権等実施報告書」(IV-11) 遅滞なく提出・報告。 第46条1項	「特許権等移転承認申請書」(IV-12) 提出・事前承認。 ↓ 「特許権等移転報告書」(IV-13) 遅滞なく提出。 第47条2項
		国外			「特許権等出願通知書(国外出願)」(IV-3-1) 出願前に提出。 優先権主張出願、分割・変更出願する場合も出願前に提出。(発明等報告書は略す。) 第43条3項	PCT出願し、指定国へ国内移行した場合は、「特許権等出願通知書(各指定国への国内移行状況)」(IV-3-2)を提出。第43条3項(当該年度1月末又は7				「特許権等通知書」(IV-4) 登録後90日以内に提出。 第44条3項						
その他の要求資料 →	共同研究契約等を事前に締結。 第7条2項	—	「共同出願契約書」を出願日までに締結。 第42条第3号	国内: 出願を証する資料を添付。 第43条2項 国外: 出願後に提出を証する資料を遅滞なく提出。 第43条3項	・出願取下げた事を証する資料。 第44条1項 共有特許は共有者の取り下げ同意。	登録を証する資料を添付。 第44条3項	・共有の場合は共有者の同意。 ・放棄した事を証する資料。 第48条1項	・共有の場合は他の共有者の承諾。 ・持分放棄した事を証する資料。 第48条1項	—	・実施許諾契約書。 ・実施許諾した事を証する資料。 第46条1項	・再許諾及び再移転の場合も本契約の秘密の保持及び成果取扱いに係る規定を適用する。 第49条	・移転契約書。 ・移転した事を証する資料。 第47条1項				

※ 構成員が分担する委託業務に係る試験研究計画書の中で、当該構成員が分担する委託業務に第三者が協力することを目的として、構成員が当該第三者の共同研究内容等を明確にする場合、当該第三者を協力機関とみなす。(第7条1項)

※ 構成員同士又は構成員と協力機関とが共同研究、共同出願できる。(第7条2項、3項、第41条1項、第42条)

許諾・移転契約内容を生セが確認する根拠は、第49条が満足されているかを確認する必要がある故。

※ 構成員は、共同研究、共同出願、実施許諾及び移転に係る契約書等の内容について生セへ事前に確認を求め、必要に応じて調整する。(第7条2項、第42条5項、第49条)